

各 位

庄内みどり農協の未来を考える会

年間約200俵出荷の方で約32万円！

不適切会計に対する責任は？その解決への対応は？

未だ、その内容説明できない JA みどり！「信用・信頼」今後も継続できるのか？ 米価下落により、米契約農家は大幅な所得減に至っている。「農家手取りの最大化」を目指す、米販売事業になっているのかを精査する必要があります。

いよいよ正念場を向かへ法的判断を仰ぎたく頑張る所存です。

現在150名を超える多くの仲間が集まりましたが、さらに多くの方々が正しい米の精算を当たり前にも実施してもらえる様に頑張ります。

1、農協はやっと8年分の個人別出荷数量提出！

委任を受けた11名の方々の個人別出荷数量の確認文書を11月に農協へ提出しました。しかし、農協側は相変わらず、時間稼ぎを行い12月中旬になってやっと11名の資料を私達に提出しました。

それも、資料が無いとの事で8年分(平成18年から平成25年)の資料だけでした。

2、最高は200万円超！

農協から提出された個人別出荷数量、各徴収された単価から不正に徴収された金額を試算してみました。

最高額の方は200万円を超える驚くべき金額が算出されました。数量は勿論品種等で金額は変わりますが、11名の総額も890万円を超える結果となりました。

3、第2回学習会(裏面)を開催しますので参加下さい。

顧問弁護士をお呼びし2回目の学習会を開催します。多くの方に現状を知っていただきたいと思っておりますので、ご参加をお願い致します。

4、新たに加工用米でも、不正精算が発覚。

平成22年産米加工用米最終精算額3,524,880円を全額販売雑収入に計上したと、山形県の常例検査で指摘されているながら、最終精算後だから農協の収入したと考えたようです。さらに、生産者に返金した事を確認する事は出来ませんでした。1俵当りの金額は少ないものの、一般米の様に次年度に繰越し精算するのが本来の精算ではないでしょうか！農協は私達生産者の大切な生産物の代金を、勝手に農協の収入にしています。

私たちの要求

- ① 組合長、理事の皆さんは、ただちに全容を明らかにしてください。
- ② 生産者に、不正な控除金を全額返金してください。

皆様へのお願い

- ① **親類、友人、知人に声を掛けて下さい。**
遊佐・酒田の地域問題ではありません！
農協がこれまで行った米の不正な精算が問題なのです！
- ② **仲間を増やしましょう！**
遊佐の11名だけ890万を超える不正な徴収が行われています。
多くの方々に不正に徴収された精算金等を返還させましょう！
- ③ **米の出荷数量を確認して下さい。**
農協は平成18年以前の資料は既に無いと公言しています。
返還を実現する為にも、各自の米の出荷数量の確定が必要です。
平成18年以前の米の出荷数量は農協からの書類・税務署への提出した書類等で確認し
保管をお願いします。
- ④ **委任して下さい！**
私たちは、委任された皆様の不正に徴収された金額の返還を求め、裁判に入る予定で
います。皆さんの思いを私たちに委任して下さい。
「返還金試算」 全生産者平均:1年間に300俵出荷した場合8年間で約50万円！（試算の為、
倉庫やCEの出荷状況で変更あり）
- ⑤ **理事や監事の皆さんに質問して下さい！**
本年は役員選挙の年です。出身地区に関係なく、米の精算問題についてどの様に考
えているのかを皆様からも質問してください。

第2回学習会開催について

- 1、 日 時 平成28年2月18日 午後6時
- 2、 場 所 庄内みどり農協遊佐支店 3階
- 3、 内 容
 - ① 経過説明
 - ② 今後の対応について
 - ③ 質疑応答
 - ④ その他